

4 国民健康保険事業費納付金算定について

R7. 10. 30

栃木県保健福祉部国保医療課

- 1 国保事業費納付金算定の仕組みについて
- 2 診療費の推移並びに国保事業費納付金の推移及び国保財政安定化基金の運用について
- 3 令和8年度国保事業費納付金算定について

1 国保事業費納付金算定の仕組みについて

(1) 国保事業費納付金とは

H30年度の国保制度改革以来、市町が保険給付に要した額を県が支払う代わりに、市町は県に対して国保事業費納付金（以下、納付金とする）を納付する仕組みとなっており、次年度の納付金の算定を本年度中に行っている。

(2) 納付金算定のスケジュールについて

例年のスケジュールは以下のとおりである。

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 10月上旬 | 納付金算定に必要な基礎データの提供（市町→県） |
| 10月下旬 | 医療費の必要総額の検討（県） |
| 11月上旬 | 国が示す仮係数通知に基づく仮算定を実施（県） |
| 11月下旬 | 財政運営分科会開催（仮算定の結果の報告及び国保財政安定化基金活用額の協議） |
| 12月下旬 | 国が示す確定係数通知に基づく本算定を実施（県） |
| 1月上旬 | 各市町の納付金額のお知らせ |

(3) 納付金額の算定方法について

別紙1のとおり国が示す診療費推計方法を参考に、県全体の診療費を推計し、国が示す係数通知を基に県全体の必要総額を算出した上で、各市町が県へ納付する金額を算出している。

なお、納付金の算定の基本的な事項については別紙2にて補足する。

2 診療費の推移並びに国保事業費納付金の推移及び国保財政安定化基金の運用について

(1)これまでの診療費推計及び実績について

R 3 年度以降の本県の診療費推計及び実績の推移は右のとおり。

診療費推計及び診療費（実績）の推移

単位：億円

	R3	R4	R5	R6
診療費推計値	1,664	1,591	1,487	1,505
診療費（実績）	1,621	1,589	1,572	1,519

(2)これまでの被保険者数の推計及び実績並びに 1 人あたり診療費の推計及び実績について

R 3 年度以降の本県の被保険者数の推計及び実績並びに 1 人あたり診療費の推計及び実績の推移は次のとおり。

被保険者数推計及び被保険者数（実績）の推移

単位：人

	R3	R4	R5	R6
被保険者数推計値	438,978	419,250	397,604	375,300
被保険者数（実績）	434,272	416,284	395,357	374,870

1 人あたり診療費の推計値及び実績の推移

単位：千円

	R3	R4	R5	R6
1人あたり診療費推計値	379	379	374	400
1人あたり診療費実績	373	382	398	405

2 診療費の推移並びに国保事業費納付金の推移及び国保財政安定化基金の運用について

(3) 国保財政安定化基金（財政調整事業分）の運用について

ア 国保財政安定化基金（財政調整事業分）について

国保財政安定化基金の財政調整事業分（以下、基金）は、県国保特別会計の決算剰余金を積立てたもので、条件を満たした場合に県国保特別会計に繰入し、納付金の急激な上昇の抑制のために使用することが出来る。

イ これまでの納付金総額及び1人あたり納付金額等について

R4年度以降の本県の納付金総額の推移及び前年比、並びに1人あたり納付金額の推移及び前年比は次のとおり。

納付金総額の推移及び前年比

単位：億円

	R4	R5	R6	R7
納付金総額	517 (25)	488 (15)	488 (25)	517 (10)
前年比	94.5%	94.4%	100.0%	105.9%

() 内の数値は基金活用額

1人あたり納付金額の推移及び前年比

単位：千円

	R4	R5	R6	R7
1人あたり納付金額	123	123	131	142
前年比	98.6%	100.0%	106.5%	108.6%

(参考) 1人あたり診療費（実績）の推移及び前年比 単位：千円

なお、再掲になるが1人あたり診療費（実績）の推移及び前年比は右のとおり。

	R4	R5	R6
1人あたり診療費（実績）	382	398	405
前年比	102.4%	104.2%	101.8%

2 診療費の推移並びに国保事業費納付金の推移及び国保財政安定化基金の運用について

ウ 基金残高について

R 7 年 8 月末時点の基金残高は、**約22億円**である。

(参考) 財政調整事業分の残高推移

単位：百万円

	R5.3	R6.3	R7.3	R7.8
月末基金残高	11,522	4,622	3,222	2,222

エ R 6 年度国保特別会計決算剰余金の基金積立について

基金積立が可能な額は以下のとおりである。

$$\text{基金積立可能額} = \overset{\text{①}}{\text{R 6 国保特会決算剰余金}} - \overset{\text{②}}{\text{R 7 普通交付金不足額}} - \overset{\text{③}}{\text{R 6 国費返還額}}$$

① R 6 国保特会決算剰余金は、**約39億円**

② R 7 普通交付金不足額、③ R 6 国費返還額は、12月頃におよその金額が判明する見込み。

3 令和8年度国保事業費納付金算定について

(1) R 8 年度納付金算定における診療費推計の方法について

国が新たな推計方法を示さない限り、例年どおり3通りの方法で推計値を算出する。算出したいずれの値も例年の実績推移と異なる傾向を示した場合には県独自の推計方法を検討することとしたい。

概要は以下のとおり。

診療費総額推計方法

$$\text{診療費総額推計} = \text{① 1人あたり診療費推計} \times \text{② 被保険者数推計}$$

① 1人あたり診療費推計

- (Ⅰ) 本年3月から直近月までの数ヶ月分の実績を基礎として、過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計する方法
- (Ⅱ) 直近1年前から直近月までの年度を跨いだ1年分の実績を基礎として、過去2年間（実績値）の伸び率により推計する方法
- (Ⅲ) 算定年度前年度の1年間分の実績を基礎として、複数年度の伸び率により推計する方法（本県は2年間の伸び率を使用）

② 被保険者数推計

国保中央会から10月頃に提供されるコーホート推計ツールをもとに算出

3 令和8年度国保事業費納付金算定について

(2) R8年度納付金算定の主な変更点

ア 医療費指数反映係数 α の設定

栃木県国民健康保険運営方針に基づき、医療費指数反映係数 $\alpha = 0.4$ とする。

(β (所得係数)、 γ (調整係数) は国が通知する係数。)

各市町の納付金額

= (栃木県全体での納付金必要総額)

$\times \{ 1 + 0.4 \times (\text{各市町の医療費指数} - 1) \}$

← 1のうち0.4の分だけ医療費指数で按分

$\times \left\{ \frac{\beta}{\beta + 1} \times (\text{各市町の所得シェア}) + \frac{1}{\beta + 1} \times (\text{各市町の人数シェア}) \right\}$

$\times \gamma$

イ 子ども子育て支援納付金が追加

R7年度迄 各市町納付金総額 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分

R8年度～ 各市町納付金総額 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 + 子ども子育て支援納付金分